

(株)ヤマダ電機 家電製品総合保守契約約款

第1条 (約款の適用)

株式会社ヤマダ電機(以下「当社」といいます)は、家電製品総合保守契約(以下「総合保守契約」といいます)の約款(以下「本約款」といいます)を定め、これにより家電製品総合保守サービス(以下「総合保守サービス」といいます)を提供いたします。

第2条 (契約の申込)

総合保守サービスを希望する者は、保守契約対象家電製品登録申し込み書類一式を年間契約料金と引き換えて購入し、保守契約対象家電製品登録申し込み書類に所定の事項を記入の上申し込むものとします。【通常安心年会費3,832円(税込)】

第3条 (契約の料金)

総合保守契約の年間費は、2年以上の自動継続のお客様に限り、初年度特別割引3,129円(税込)とする。但し、1年度毎の新規入会はできません。

第4条 (契約の単位)

- 1 総合保守契約は世帯ごととします。
- 2 前項に規定する世帯とは、同居及び生計をともにする者の集まり、又は独立して同居もしくは生計を維持する単身者とします。
- 3 業務目的で、あるいは継続的に不特定または多数の人を対象として使用する家電製品は、本条第1項の規定にかかわらず契約の単位に含まれないものとします。

第5条 (契約の成立)

- 1 総合保守契約は、本約款第2条に伴い、保守契約対象家電製品登録申し込み書類を当社に提出し、電算機に登録した時に成立します。契約成立の日は、当社が登録完了を通知する書面に記載された日とします。
- 2 保守サービスの開始は第2条に従い当日提出後2週間を経過した後実施するものとします。
- 3 当社は総合保守契約の申し込みがあった場合でも、次の場合には契約をお断りいたします。且つ、過去にさかのぼり、修理代金をお支払いいただく場合がある事をご了承ください。
 - (1) 保守契約対象家電製品の設置場所が当社サービスエリア外と認められる場合。
 - (2) 保守契約対象家電製品の設置場所が契約世帯の居住住所と異なり、かつ当社サービスエリア外か又は居住住所と異なる場所に分散されていると認められる場合。
 - (3) その他契約申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合。

第6条 (契約の有効期間)

総合保守契約の有効期限は、第5条1項に定める契約成立の日から開始し、1年を経過した日に終了するものとします。但し、有効期間満了の1ヵ月前までに当社又は契約者のいずれからも書面又は直接による契約終了の意思表示がない場合、総合保守契約はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。又、契約の更新時につきまして、年間契約料金の未納、住所、口座等の変更が生じ、ご連絡をいただけなかった場合には、この契約を無効とし解約の手続きをさせていただきます。尚、ご記入いただきました登録申込書及び年会費(振替・払込)用紙はご返却できませんので、ご了承ください。

第7条 (総合保守契約の対象家電製品)

- 1 総合保守契約の対象家電製品は出張修理を前提とした製品であり、20型以上のカラーテレビ(ブラウン管・プラズマ・液晶)・冷蔵庫・洗濯機(全自動・2槽式)・大型衣類乾燥機(ランドリー)・電子レンジ・エアコン・大型マッサージ機が対象となります。但し出張修理基準により出張修理ができない場合もございます。対象期間は下記の通りとなります。

対象商品	対象期間
カラーテレビ・電子レンジ・洗濯機 衣類乾燥機・大型マッサージ機	製造後 6年
冷蔵庫・エアコン	製造後 9年

但し、以下の(1)~(5)については対象外となります。

- (1) 第1項の製品で、お客様が修理申込時に外国籍のメーカーの製品又は日本国内で修理パーツの入手が困難な日本国籍販売元経由の製品、及び、お客様が修理申込時に当社と取引がないために修理パーツが入手困難な製品、上記対象期間を経過した商品。
- (2) 第1項の製品で、お客様の修理申込時にメーカー名、型式が判定出来得ない製品。
- (3) 第1項の製品で、ビデオ(DVD、HDD)一体型テレビ等、複合機能をもった製品の対象外機能部分(例えば20型以上のビデオ一体型テレビについては、テレビ部分のみ対象となります)。
- (4) お客様が修理申込時に保証規定外の使用で損傷、摩耗した商品、故意又は過失による破損も対象外となります。又、業務用、業務目的で使用の際は対象外となります。
- (5) マルチ・ビルトイン・埋め込み式(パッケージ)タイプのエアコン、埋め込み式の商品、プロジェクションTV、プロジェクター、TVチューナー付パソコン、ガス製品、石油製品、座椅子型マッサージ機、フリーザーのみの機種。

第8条 (総合保守契約の対象サービスエリア)

- 1 総合保守契約の対象サービスエリアは原則として、当社家電営業店舗より出張修理が可能と判断されるエリアであり、その判断は当社基準によるものとします。

- 2 本約款第2条が成立したにもかかわらず本約款第5条第3項の理由により契約に至らなかった場合、支払れた年間契約料金は払い戻すものとし、払戻金には利息をつけないものとします。

第9条 (総合保守サービス提供の義務)

- 1 総合保守契約申込者と当社の間で、本約款第2条第5条に定める総合保守契約成立の日から契約終了日まで、当社は契約者に対し、その要請に基づき家電製品の出張修理サービスを行い、消耗・摩耗部品代金以外の出張費・修理工料・部品代金は無償といたします。
※以下の消耗・摩耗部品は除きます。
○各種リモコン ○ドアパッキン ○各種フィルター ○ホース ○ベルトなど
消耗・摩耗部品の詳細につきましては、安心会員様専用フリーダイヤル(0120-765522)にてご確認ください。
- 2 当社は、総合保守契約者の故意又は過失による破損、又はその他やむを得ない事情がある場合を除き、登録家電製品の出張サービス依頼に応じるものとします。
- 3 当社は前1、2項の規定にかかわらず以下の場合には無償とさせていただきます。
 - (1) メーカーの製造上の問題等により、当社がメーカーの助力あるいは指導に従いサービス業務を提供したにもかかわらず、修理出来得なかった場合。
 - (2) 設置工事が原因で故障に至ったと判定される場合。
 - (3) メーカーの取扱説明書に記載されている以外の使用方法による故障および改造等によりメーカー仕様の性能を期待出来ないものと判定される場合。
 - (4) お客様が直接当社以外に修理を依頼した場合。
 - (5) 訪問診断後、修理をキャンセルされた場合。
 - (6) 現地技術者の確認にて対象修理と承認されなかった場合。
- 4 修理ご利用の際、修理明細書は大切に保管してください。

第10条 (新規ご購入製品の追加保証)

総合保守契約の申込み後、当社で新規に第7条に定める製品をご購入された場合は保守契約対象商品として追加保証するものとします。尚、他社でご購入の場合も追加保証させていただきます。

第11条 (総合保守契約自動継続分の料金支払義務)

- 1 第6条に定める1年間の自動更新に際し、総合保守契約加入者は、更新月に属する27日に契約預金口座より自動払込によって当社に支払うものとします。
- 2 更新日において何らかの理由により契約預金口座より料金の引落が出来ていない場合は、更新日から引落日迄に発生した出張修理サービスは有料とし、引落日から一年間が総合保守契約の有効期間とします。

第12条 (契約内容の変更)

総合保守契約加入者は、住所・保守契約対象商品の設置場所・支払口座などの事項についての変更がある場合には、すみやかに別途当社が指定する方法によって当社に通知するものとします。

第13条 (契約上の地位の譲渡等)

総合保守契約加入者は、契約上の権利又は義務その他契約上の地位の全部又は一部を譲渡、質入れ、質貸、その他の処分をすることは出来ません。

第14条 (中途解約)

総合保守契約の中途解約は出来ません。保守契約を解除する場合は本約款第6条の定めに従うものとします。

第15条 (不可抗力による無償)

天災(地震・落雷等)・事変・気象等の不可抗力によって修理が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

第16条 (無事故による割引)

総合保守契約加入者が契約有効期間中1回も出張修理サービスを受けなかった場合、本約款第6条に定める更新時に規定年間契約料金【通常安心年会費3,832円(税込)】の10%の無事故割引を受けられるものとします。又2有効期間以上連続して出張サービスを受けなかった場合、規定年間契約料金の20%の無事故割引が受けられるものとします。ただし割引料金適用期間中に出張修理があった場合の更新契約料金は規定年間契約料金となります。

第17条 (約款、特典及び利用規定の変更)

- 1 万が一、お客様のもとに特典が届かない場合、お手数ですが、安心会員様専用フリーダイヤル(0120-765522)にご連絡ください。住所変更のお申し出がなかった等のお客様のご事情により特典がお手元に届かなかった場合を除き、改めて特典を送付させていただきます。もっとも、当社から特典を発送した直後にお引越された場合等、住所変更のお申し出が遅れることにつきお客様に責に帰すべき事由がない場合については、お申し出のあった契約期間にかかる特典に限り、改めて特典を送付させていただきます。
- 2 当社は、この約款及び特典、利用規定につきまして、予告なしに変更する権利を有しております。ご加入者はそれを予め承諾したものと致します。

(2009年4月10日現在)